

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和7年度 第2回堺市廃棄物減量等推進審議会		
開催日時	令和7年9月24日（水） 午前10時00分 から 午前11時12分まで		
開催場所	堺市役所 議会委員会室 本館12階 第1・2委員会室	傍聴者数	2名
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	出席者 11名 大島 知子 坂本 千代子（Web） 澤田 佳知 清水 万由子（Web） 田代 優子 中本 郁子 野村 俊之 花田 尚実 東 正治 藤田 香（Web） 山本 祐吾 欠席者 2名 小島 理沙 並 司		
議題	(1) 「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定に関する答申案について (2) 「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本的事項に関する答申案について (3) その他		
会議の内容	別添のとおり		

令和7年度 第2回堺市廃棄物減量等推進審議会

開催日：令和7年9月24日

場 所：堺市役所議会委員会室
本館12階・第1・2委員会室

開 会：午前10時00分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度第2回堺市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境事業管理課の今村と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

本日の会議は、対面参加とWeb会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。

本審議会委員総数13名のうち、現在8名の委員にお越しいただいています。また、Webでは2名の委員からのオンライン接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、京都経済短期大学教授の小島委員、堺市大型小売店連絡協議会会長の並委員からはご欠席とのご連絡を頂戴しております。

また、本審議会と同規則第6条第1項の規定により公開となっております。本日の会議には2名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

続きまして、会議の開催に当たり2点お願いがございます。

まず1点めでございますが、本審議会の会議録につきましては発言者名を明記した上堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより公表させていただきます。会議録の作成に当たっては、事務局で原案を作成の上、出席委員への確認を経て会長の署名をいただくことで最終確定とさせていただきます。正確を期するため会議内容を録音させていただきますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

2点めでございます。会場にお集まりの皆様におかれましては音声拾います関係上、ご発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。ご発言の際はマイクのボタンを押していただきランプを緑の状態に、発言終了後はもう1度ボタンを押していただきランプを赤の状態にお戻しくくださいますようお願い申し上げます。オンラインでご参加の皆様におかれましては、会議中カメラはオン、マイクはミュートとしていただき

ますようお願いいたします。また、ご発言の際は映像内で挙手いただくか、チャット機能でご発言する旨をお知らせください。会長からのご指名後マイクのミュートを解除の上ご発言をお願いいたします。このほか進行中不具合などがありましたらチャット機能等で事務局にご連絡ください。

次にお手元にお配りしております本日の資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料でございますが、一番上が本日の「次第」でございます。

次に「委員名簿」でございます。

次に本日の「配席図」でございます。

次に資料1「中間報告の修正箇所一覧」でございます。

次に資料2「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申案）」でございます。

次に資料3「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本的事項について（答申案）」でございます。

資料の漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本審議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、ここからは野村会長に議事進行をお願いしたいと存じます。野村会長、よろしくお願いいたします。

○野村会長

はい、承知いたしました。それではこれより議事に入らせていただきます。

1つめの議題「堺市一般廃棄物処理基本計画改定に関する答申案」でございますが、前回7月の審議会本会では専門部会より中間報告をいただきました。その後、8月に専門部会を開催いただき、本会で出されたご意見及び計画案全編について審議を行い、答申案を作成していただきました。本日は、令和6年10月に堺市長から諮問を受けた「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について」審議を行う最後の日となりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

答申案は「次期一般廃棄物処理基本計画（案）」となっております。計画案は前回の審議会本会で中間報告いただいた第4章「ごみ処理の将来像」と、堺市の概況や改定前計画の総括、ごみ処理状況等からなる第1章～第3章、コラムにより構成されております。

それでは、修正した第4章の変更点も含め、答申案全体について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

事務局よりご説明させていただきます。それでは、資料2「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申案）」の34ページ第4章をご覧ください。こちらの第4章が前回7月の審議会で中間報告を行いました「ごみ処理の将来像」となっております。

まず、前回審議会からの修正内容についてご説明をいたします。なお、第4章にはコラムを追加しておりますが、こちらにつきましては後ほど第1章～第3章とあわせてご説明

をいたしますので、ここでは前回審議会及び8月の専門部会でいただいたご意見等をもとに修正した箇所についてご説明させていただきます。ご説明に当たっては、資料1「中間報告の修正箇所一覧」に沿って順番に説明をいたします。

それでは、資料2の35ページをご覧ください。計画目標と参考指標の表について修正しております。計画目標を表1、参考指標を表2と図表番号を付しておりましたが、本計画案の中で図表を多数使用する関係上、付番が複雑になるのを防ぐためと、上位計画である「堺市基本計画」等と表記を統一するため、それぞれ図表番号を削除いたしました。また、計画目標と参考指標の数値に関しましては、中間報告時点では速報値又は令和5年度の数値でしたが、令和6年度実績確定に伴い全て直近の実績に基づく数値に修正しております。ただし、目標値に関しましては、本計画と同様今年度策定中の「次期堺市基本計画」の将来推計人口等を加味して整合を図る必要がございますので、そちらが確定しましたら計画改定までに反映をする予定です。

次に資料2の36ページをご覧ください。基本方針1「4Rの更なる推進」に基づく基本施策3「リユース・リサイクルの促進」には6つの主な施策がございますが、こちらの順番を見直いたしました。前回審議会において「個別品目に関する施策と品目横断的な施策が混在しているため順番を整理していただきたい」また「分別、排出してリサイクルをするという、ものの流れや行動の順番に沿って書いてはどうか」という旨のご意見をいただきました。これを受けまして、主な施策1「リユースの促進」の後、リサイクル全般に関わる「ごみと資源の分別徹底」、そしてプラスチックや古紙類といった個別の品目に関する施策という順番に並び替えております。

次に資料2の38ページをご覧ください。前回審議会において「地域住民に対し商品やサービスを通じて環境によい行動を促す取組をされている事業者も増えており、事業者の役割に追加してはどうか」というご意見をいただきました。これを受けまして、事業者の役割の上から4つめに「消費者の行動変容につながるサービスや情報発信に努める」という内容を追加しております。

次に資料2の40ページをご覧ください。前回審議会において、主な施策2「事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化」について、「先進事例の情報提供は、ごみの減量化に積極的な事業者に限らず、すべての事業者に対して行うべきである」といったご意見をいただきました。これを受けまして「ICTを積極的に活用し、事業規模や業種に応じたごみの適正処理を含む情報発信を行います。また、事業系ごみ減量情報紙等により、事業者の取組水準に合わせて先進事例等を広く情報提供します。」という表現に修正しております。

次に41ページですが、こちらは主な施策2に「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」と法律の正式名称を記載しておりましたが、後ほどご説明をいたします「第1章」で、「(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)」という形で略称を用いる記載をしておりますので「プラスチック資源循環促進法」と記載を修正しております。

次に43ページをご覧ください。こちら細かい体裁的な内容となりますが、個別施策が2ページにまたがっているものにつきましては、同じこの施策に基づく一連のものであることがわかりづらいとのご意見をいただきましたので、連結線を追加し、「次ページに続きます。」という記載をしております。53ページについても同様の理由で修正をしております。以上が、前回審議会でのご意見を受けての中間報告の修正内容となります。

続きまして第1章～第3章のご説明をさせていただきます。それでは資料2の表紙に戻っていただきまして、答申案の構成と第1章～第3章の内容をご説明させていただきます。表紙を捲っていただきますと、「はじめに」としまして、国の動向や本市の状況、令和6年10月に諮問をさせていただきました「一般廃棄物処理基本計画」について、審議会・専門部会で検討していただき、計画案へ盛り込んだ主な事項について記載しております。こちらは計画本編には掲載されませんが、前書きとして答申書に掲載される部分となります。以降のページからが計画案となります。

では、目次をご覧ください。第1章～第3章は、今回初めてお示しするものではございますが、内容としてはこれまでの審議会及び専門部会でご説明をしました、計画改定に当たっての本市の現状や課題等についてまとめたものとなっております。第1章は「計画の改定」といたしまして、計画の背景・目的や位置付け等について記載しております。第2章は「改定前計画（中間目標年度まで）の総括」といたしまして、改定前計画の概要や中間目標達成状況等、改定前計画の振り返りをしております。第3章は「ごみ処理」といたしまして、本市のごみ処理状況や各種取組の概要、廃棄物を取り巻く状況と課題等について記載しております。第4章は「ごみ処理の将来像」として、本市のごみ処理事業の今後の方向性について、先ほどご説明したとおり先日の審議会での中間報告を、ご意見を踏まえて修正したものとなっております。

それでは第1章「計画の改定」からご説明いたします。1ページをご覧ください。ここでは計画改定の背景・目的を記載しております。本市を取り巻く社会情勢や廃棄物行政の動向等の変化に対応し、更なるごみの減量化・リサイクルを推進し本市のごみ処理事業のあるべき姿を実現することを目的としております。

続きましては計画の位置付けです。本計画は廃棄物処理法第6条第1項に基づく法定計画として、一般廃棄物処理に関する基本的な方向性を定めるものとなっております。そして本市全体に関する計画である「堺市基本計画」や環境部問計画である「堺環境戦略」を上位計画とする一般廃棄物の部門計画となっております。

次に2ページの下段から4ページにかけましては、計画の対象区域や対象とする廃棄物のほか、本市の概況について人口、産業、都市計画の面からご説明をしております。現計画からの変更点としましては、審議会及び専門部会の中で「外国人住民等への対応」に関するご意見をいただいたことに関連し、「人口等の推移」に外国人住民人口の内訳を追加しております。

続きまして5ページの計画の期間についてですが、本計画は2026（令和8）年度から2035

(令和17)年度までの10年間といたします。ただし、本市のごみ処理状況や社会情勢の動向等を踏まえ必要が生じた場合には、2030(令和12)年度の間目標年度に適宜見直しをいたします。

次に6、7ページをご覧ください。本計画について「市民の方が何に取り組めばよいかわかりにくい。」というご意見をいただいたことから、コラム「こんなときの4R～家庭や職場でできる実践例～」として市民の方に実践していただきたい具体的な取組を掲載いたしました。こちらでは4Rとその優先順位について説明し、買い物や料理、ごみ出し時に実践していただきたい家庭での取組や、業務や休憩時に実践していただきたい職場での取組を紹介しております。

続きまして8、9ページの第2章「改定前計画(中間目標年度まで)の総括」では現計画の概要や中間目標達成状況、計画期間中に新たに実施した取組についてまとめております。

続きまして第3章「ごみ処理」についてご説明いたします。まず10ページから14ページにかけての「1.ごみ処理状況」では、2024(令和6)年度のごみ処理のフロー図と収集運搬から中間処理、最終処分までの本市の体制や施設概要についてご説明をしております。

続いて15ページから18ページにかけては「堺・ごみ減量4R大作戦」をはじめ、4Rの考え方を基本として実施した様々な取組についてご説明をしております。その中の17ページには本市で実施しております「高齢者等のごみ出し支援～ふれあいサポート収集～」についてコラムを掲載しております。専門部会において、高齢者世帯、特に高齢者のみの世帯や高齢者1人世帯の割合の上昇が予想されることから、ごみ出し支援も考える必要があるとのご意見をいただきましたので、その具体的な対象者や要件、取組についてまとめております。本市では引き続き高齢者や障害者の方が安心してごみを排出していただける環境の整備に努めてまいります。

次に19ページから23ページにかけては、本市のごみの排出状況として現計画の基準年度である2019(令和元)年度からの推移について記載をしております。これまでのご説明のとおり、家庭系・事業系ともに近年は減少傾向にあります。その中で22ページの下段にはごみ処理事業経費の推移、23ページにはごみ処理事業経費に関するコラムを掲載しております。ごみの減量化・リサイクルに取り組んでいただくきっかけとして、廃棄物の処理に市民1人あたりどのくらいの費用がかかっているかといったデータなどをお示ししております。

続きまして24、25ページには生活ごみ及び事業系ごみの組成分析調査の結果を掲載しております。前回審議会にて事業系ごみの組成の円グラフについて、「産業廃棄物とされる割合の中に減量化・リサイクル可能なものが含まれているのであれば、きちんと情報提供をしておかないといけない」というご指摘をいただきました。これを踏まえ25ページの円グラフに「産業廃棄物中の減量化・リサイクルが可能なものは含まない。」という注釈を追加しております。

次に26ページは本市清掃工場の稼働状況について記載をしております。

次に27ページから30ページにかけてが、ごみに関する市民・事業所意識調査の結果についてまとめております。特に市民・事業者へ情報発信を行っていく上での課題等が現れているものについて抜粋して掲載させていただいております。その中で28ページ下段のグラフにはですね、4Rのうちリユースが他の取組に比べて浸透しておらず更に周知が必要と言うことで課題を認識しております。審議会・専門部会でもご意見をいただきましたが、こうしたアンケート結果やデータ等の根拠に基づいた取組を進めてまいります。

続きまして31ページから33ページにかけては、この後の第4章へとつながる廃棄物処理の動向や、第1章から述べてまいりました本市の現状を踏まえた主な課題について記載しております。特に、新たに基本理念に盛り込むことになりました「ウェルビーイング」については、近年の動向に関する説明とコラムを掲載しております。数あるウェルビーイングの定義の中で、一例としてコラムにはアメリカのギャラップ社によるウェルビーイングの5つの構成要素（キャリアウェルビーイング、ソーシャルウェルビーイング、コミュニティウェルビーイング、フィジカルウェルビーイング、フィナンシャルウェルビーイング）を取り上げ、各要素の解説と本計画に関わる取組例についてまとめております。

続きまして39ページをご覧ください。以降は、計画内で掲載しておりますコラムについてご説明させていただきます。これまでの審議会・専門部会では、ごみの減量化・リサイクルを進める上での重要な取組として「シェア」「ファッションロスの削減」「フードドライブ」等をご提案いただき、本計画もこれらの視点を踏まえたものとなっております。

他方で、これらの取組はごみの減量化・リサイクルを目的としたものだけではなく、本市の様々な分野で実施されております。このコラムでは主な目的はごみの減量化・リサイクルとは異なるものの、資源循環にも寄与する本市の取組についてご紹介しております。1つめは、「堺シェアサイクル事業」です。こちらは観光や日常の快適・便利な移動手段として利用していただくことを目的としておりますが、CO₂の排出量が自動車等に比べて大幅に少ないということから、環境に優しい取組としてご紹介をしております。2つめは、「リユース制服×ひとり親応援プロジェクト「Re制服」」です。学生服の寄付ボックスを設置し、集まった学生服をリユースショップが洗濯・修理の上、市内のひとり親家庭へ通常のリユース価格の半額で提供します。こちらもひとり親家庭を応援する取組ですが、使われなくなった学生服をリユースすることで、ファッションロス削減にもつながるものとしてご紹介しております。3つめは「フードロス削減&こども応援フードドライブ」です。「食」をきっかけに様々な悩みやつらさを抱えるこども、若者、子育て家庭とつながり、社会全体で支える取組ですが、こちらも食品ロス削減につながるものとしてご紹介しております。

次に42ページをご覧ください。こちらは食品ロス削減に向けた取組としまして、食品ロス削減に関する国の動向や本市の取組状況及び今後の方向性についてまとめております。本市では2030（令和12）年度に家庭系・事業系合わせて約2万2千トンの削減をめざし、引

き続き取組を強化してまいります。具体的な取組としましては、家庭系では生ごみの水きりの推進や情報発信、食品ロスダイアリーの活用を、事業系では食べきり運動の推進や協力店の拡充等を進めてまいります。

次に44ページをご覧ください。こちらは「捨てる前に、譲ってみる～リユースでウェルビーイング～」としまして、リユースに関するコラムを掲載しております。まだ使えるものを譲ってリユースすることを通して地域の中の連携や支え合いが生まれ、ウェルビーイングにもつながるとのご意見をいただきました。こちらのコラムではリユースがごみの発生を抑えること以外にも、譲る人、譲り受ける人双方のウェルビーイング向上につながるという側面についても説明しております。また、アプリやリユースショップの活用等、リユースに当たってのポイントもご紹介しております。

次に45ページをご覧ください。「容器包装プラスチックのゆくえ～分別したって意味がない？～」ということで、容器包装プラスチックのリサイクルについてコラムを掲載しております。審議会・専門部会で、プラスチックごみがリサイクルに回らず燃やされているというSNS上の投稿があるというお話がございました。新聞でも同様の記事が掲載されており、記事をご覧になった市民の方から本市の実状についてご質問をいただくこともございました。本市では分別排出されたプラスチック製容器包装を燃やさずリサイクルしているという事実について、正しいデータをお示しした上で情報発信すべきであるという専門部会のご助言を受け、コラムにまとめさせていただきました。こちらではプラスチック製容器包装の分別排出から再商品化までの簡単な流れと直近の実績をお示するとともに、汚れがひどいものや中身が残っているもの、対象外のプラスチック製品等が混ざっているとリサイクルできずに焼却されるため、排出時に心掛けていただきたいポイントをまとめております。

次に49ページをご覧ください。「環境教育・環境学習の意義～気づきから行動を変えよう～」としまして、環境教育・環境学習についてコラムを掲載しております。本計画案で新たに盛り込んだ視点の1つが「行動変容」ですが、行動を変えるきっかけとして重要となる環境教育・環境学習について説明しております。普段何気なく出しているごみと環境とのつながりに気づき、学んだ取組を家庭や学校・職場で実践することで家族や友人も一緒にごみ減量について考える機会として、環境教育・環境学習の重要性についてご説明しております。また出前講座をはじめとする本市で実施している環境教育・環境学習の取組をご紹介します。

次に51ページをご覧ください。「地域美化活動の意義～きれいな景観と地域のつながり～」としまして、地域美化活動についてコラムを掲載しております。こちらは地域美化活動が景観の向上だけではなく、住民同士の交流や信頼関係の創出にもつながるという側面にも焦点を当てた内容となっております。

次に57ページをご覧ください。「ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減」としまして、ごみ処理によって地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの1つである二酸化炭素が多

く排出されている現状をお示しし、市民の皆様が減量やリサイクルに取り組んでいただくことで二酸化炭素の削減、そしてカーボンニュートラル実現にもつながることをご説明しております。

最後になりますが59ページをご覧ください。「災害廃棄物と共助～一日も早い復旧・復興のために～」としまして、災害廃棄物に関するコラムを掲載しております。大規模災害発生時に迅速かつ適正に処理を行うべく、本市も処理体制の構築に努めておりますが、人員の不足や道路の寸断等により十分な対応が困難な事態が考えられるため、地域での助け合い（共助）の重要性をご説明しております。また円滑な共助のために平時から取り組んでいただける行動例もご紹介しております。第1章～第3章の主な内容については以上となります。

最後に「拡大生産者責任」といった言葉の概念の説明については、現時点の計画案ではまだ掲載してはおりませんが、計画改定後、ホームページ等で公開する最終版では「拡大生産者責任」を含む重要な用語についての解説を掲載する予定です。

以上が答申案及び計画案の内容となります。ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○野村会長

はい、ありがとうございました。第4章は前回の審議会本会でのご意見を反映したものということですね。答申案全体の構成や内容について見ていただきましたが、いかがでしょうか。それでは、ただいま説明のありました答申案について、委員の皆様で何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。では花田委員よろしく願いいたします。

○花田委員

大阪いずみ市民生活協同組合の花田と申します。今回の改定により「誰が何をすべきか」がより明確になり、市民にとっても行動の指針となりやすい内容になったと感じています。コロナ禍を経て使い捨てが当たり前という意識が広がりましたが、ここを正してライフスタイルを軌道修正することが必要だと思っております。行動変容につながる情報発信の重要性を改めて感じております。

例えば、先ほどご説明いただきましたけれど、45ページにありますように誤解を正すというコラムの発信は意識改革に直結し、行動の変化にもつながると考えています。またその他のコラムに関しても大変わかりやすく、取組を補足していると思いました。

事業者としまして、市民にとってわかりやすい情報提供や、資源を大切にする行動を後押しする取組を行政や地域の皆様と連携しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○野村会長

ありがとうございます。私も同じように感じました。他に何かご意見、コメント等ございましたらよろしくお願いいたします。

坂本委員よろしくお願いいたします。

○坂本委員

ありがとうございます。基本計画に関しては特に異論はございません。外国人市民の方がまもなく2%になる勢いでございまして、多文化共生のインフラ整備の課題としても、多言語対応であったり、地域支援をしっかりと進めていただきたいなということを改めて思いましたので意見としてお伝えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○野村会長

ありがとうございます。こうやって整理することによって、色々なこれからの課題がよく見えてきたかなというふうにも感じます。他に何かご意見等ございますでしょうか。

大島委員、よろしくお願いいたします。

○大島委員

大島と申します。市民としましては、分別する時に以前いただいた「資源とごみの分別大辞典」という冊子が非常にわかりやすく作成されており、これがもう少し多くの方に行き渡れば、より分別していただけるのではないかと思います。そのため冊子を改めて各家庭に配布していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○野村会長

はい、ありがとうございます。計画はきっちり出来ましたが、あとはどのように周知していくか、もうそこ一点にかかっているのかもしれないですね。はい、他に何かございますでしょうか。花田委員、よろしくお願いいたします。

○花田委員

コラムなんですけれど、本当に先ほども言いましたけれど、とても良いのでここに限らず、X（旧Twitter）等でいろんなところで発信していただきたいなというふうに思いました。以上です。

○野村会長

はい、ありがとうございます。そうですね、周知活動としてSNSというのは今のこれからの時代は必須ですね。ぜひやっていただければ、ご活用いただければいいかと思います。他に何かございますでしょうか。では、田代委員よりお願いいたします。

○田代委員

ありがとうございます。コラムが多くの場合で用いられており、イラストも豊富で、私自身も「こうだったのか」と理解を深めることができました。特に28ページの一番下にある「普段から行っている」割合に関するデータでは、リユースの割合がこれほど少ないことを知り、私はもう少し頑張っている方なのかなと思っていました。こうした現状を知ることを見直すきっかけにもなると思いますし、今後は周知を進めていくとのことですので、期待を込めて、私たちも広報活動にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○野村会長

はい、ありがとうございます。私もコラムについては、基本計画の改定内容を「見える化」してくれているものであり、非常に良かったのではないかと思います。ご苦労も多かったと思いますが、非常に良かったと感じております。ほかに何かご意見がなければ、以上でよろしいでしょうか。

また専門委員の先生方を中心にご検討いただき、コラムも多数追加していただいたことで、全体として非常に良くまとまっており、次の10年に向けてやるべきことが「見える化」されていて、非常に良かったと感じています。今後はSNS等も活用しながら、どのように周知していくかが課題になると思います。

委員の皆様にはさまざまなご意見をいただき、誠にありがとうございました。

それではお諮りいたします。本案件について、答申案の内容で修正が必要な箇所はないかと思われますので、原案のとおり答申させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは、本案件については原案どおり可決されました。その旨市長に答申いたします。

それでは、「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定に関する答申案の審議を終了いたします。

それでは、2つめの議題「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本的事項に関する答申案についてですが、こちらにつきましても前回7月の審議会本会で専門部会から中間報告をいただきました。審議会本会后8月に専門部会を開催いただき、本会で出た意見等について審議を行い、答申案を作成していただきました。令和6年10月に堺市長から諮問を受けた堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項についても審議を行う最後

の機会となりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

答申案は「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本的事項について（答申案）」となっており、「1. 一般廃棄物処理体制について」、「2. 処理能力算定について」、「3. 地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」により構成されています。それでは答申案全体について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料3「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本的事項について（答申案）」のご説明をさせていただきます。お手元の資料3をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきますと、「はじめに」といたしまして、本市一般廃棄物処理施設の状況及び上位計画でございます一般廃棄物処理基本計画における「ごみ焼却施設等の更新・整備」及び「資源化施設の更新・整備」に関する対応方針を記載しております。続けて、この対応方針に基づきまして、現在本市にて策定に取り組んでおります「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の策定目的について記載させていただいており、本審議会への諮問項目及び諮問理由についても記載させていただいているところでございます。続きまして、今回諮問させていただきました3項目「一般廃棄物処理体制について」「処理能力算定について」「地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」の答申案を記載させていただいており、恐縮ですが、答申案について事務局より代読させていただきます。

それでは1ページ「1. 一般廃棄物処理体制について」をご覧ください。一般廃棄物処理施設は衛生的で快適な市民生活に必要な不可欠であり、将来にわたり安全・安心で安定的な処理体制を構築することが重要である。堺市は、一般廃棄物処理体制の検討において、まず検討の方向性を定め、それに基づいて市域から一般廃棄物処理施設の候補地を抽出し2工場体制として適切な施設配置を選定している。検討の方向性として示されている「2工場体制によるリスク分散」「同一敷地内更新」「施設の集約化」「経済性」の4つについては、上位計画である堺市一般廃棄物処理基本計画及び前回答申（2020（令和2）年10月28日）等を踏まえた内容であり、将来にわたり安全・安心で安定的な処理体制を構築するために必要な普遍的な方向性であると評価する。検討過程としては、清掃工場の建設地として検討可能な敷地の抽出（建設回避区域の設定、施設整備に必要な最小敷地面積の設定）、清掃工場建設に適している敷地の選定（抽出地に対する評価基準の設定）、2工場体制として適切な施設配置の選定（選定候補地を組合せた施設配置案を設定、施設配置案に対する評価基準の設定）の順で検討し、適切な一般廃棄物処理体制の構築を行っている。この過程における評価項目と評価基準は、清掃工場に求められる事項及び堺市が重視する事項の優先度に合致した評価、選定に適したものであることが重要である。専門部会では、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保は重要であるとともに環境負荷、災害時のリスク分散、廃棄物収集効率等、幅広い観点で評価項目及び評価基準が適正であるかについて特に慎重に検討した。堺市の施設配置選定プロセスは、専門部会の意見を踏まえた評価項目

及び評価基準により構成されており、堺市において将来にわたり安全・安心で安定的な一般廃棄物処理体制を決定する検討過程として公平、公正な内容であると評価する。以上が諮問項目「1. 一般廃棄物処理体制について」でございます。

続きまして、「2. 処理能力算定について」の答申案をご説明させていただきます。焼却施設の処理能力算定に関しては、2024（令和6）年3月29日に環境省が通知した「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」等により、処理能力は、基本的にはほぼ一意に算定されることとなり、また破碎施設・資源化施設の処理能力算定においても、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（通知）」を基本とすることから、当審議会において整理が必要な条件は限定的となった。南海トラフ地震発生による災害リスクへの懸念が近年高まっている中、大規模災害に備え災害廃棄物処理量を処理能力算定基礎に適切に見込む必要がある。過剰能力とならないよう、現行の「堺市災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理可能量推計を踏まえ、災害廃棄物処理量を見込んでいることは評価する。以上が諮問項目「2. 処理能力算定について」になります。

続きまして2ページ「3. 地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」の答申案についてご説明させていただきます。天然資源の枯渇や地球温暖化、自然破壊等の環境問題は、利便性を追求した人類の社会生活の代償として派生したものであり、その解決策の一つとして循環型社会の形成が重要である。循環型社会の形成は行政や企業だけでなく、全ての個人や団体が主体的に実践する必要がある、国の第五次循環型社会形成推進基本計画（2024（令和6）年8月閣議決定）には地方公共団体に期待される役割の一つとして「環境教育・環境学習の場の提供」が求められている。循環型社会形成の一翼を担う清掃工場はごみ処理の仕組みやごみの分別、減量について直接的に学べる場であり、また今後の新しい清掃工場は、多くの市民等が来場し幅広く環境学習ができる環境啓発拠点とすることが必要である。堺市は次期清掃工場を市の環境啓発拠点として、「わかりやすく主体的に学ぶことができる」「全ての世代が楽しみながら学ぶことができる」の2つのコンセプトを設定し、ごみ問題をはじめ地球温暖化対策や生物多様性等、環境問題を総合的に学べるよう環境学習設備を整備するとしている。このコンセプトを実現するためには「行動変容につなげる」を考え方の基軸として、循環型社会の形成に必要な個人や団体等の主体的な実践につなげられる学習効果を発現できることが重要であり、環境学習設備に関しては、見て、触れて体験することで環境問題との関わりを理解し、行動変容につながる学習内容を提供できることや、社会情勢や時代ニーズ等に応じて啓発内容が変更可能なこと等について十分に配慮されている。次期清掃工場における新たな環境学習設備の運営に際しても、常にコンテンツを検証し、来場者の行動変容につながる効果の維持向上に努めていくことも重要である。以上が、諮問項目「3. 地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」になります。

続きまして答申案の3ページ以降でございますが、7月の審議会本会にてご説明させて

いただきました中間報告に相当する資料、それ以降につきましては委員名簿及び審議会の開催状況を記載した資料でございますので、本日はご説明を割愛させていただきます。簡潔ではございますが、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本的事項について（答申案）」に関するご説明は以上でございます。

○野村会長

ありがとうございました。ただいま説明がありました答申案について、委員の皆様で何かご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

○大島委員

大島です。施設の建設地について、何箇所かの候補から2箇所に絞ったとのことですが、これはこの2箇所に決定したということでしょうか。

○事務局

本審議会での答申を踏まえ、今後検討を行い決定する予定でございます。決定につきましては、冒頭ご説明させていただきました施設整備基本計画の中に含めて、今年度3月に決定する予定でございます。そのため、現段階では決定されたわけではございません。

○野村会長

ありがとうございます。抽出した6箇所の候補地を評価し、どの組み合わせが適切かを提案する段階という認識で間違いございませんでしょうか。

○事務局

その認識で間違いございません。

○野村会長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。処理体制と処理能力の算定については非常に妥当なご判断かと思います。将来に向けては地域との共生ということで、処理基本計画の答申との兼ね合いで、如何に市民の皆様に主体的に伝わるか、学習してもらえるか、それが行動変容につながるかが、次の10年で解決すればいいのかと感じます。方向性としては私は賛成で非常にいい内容だと思っております。

他にご意見ございませんでしょうか。

○野村会長

委員の皆様には様々なご意見をいただき誠にありがとうございました。それではお諮り

いたします。本案件について、答申案の内容で修正が必要な箇所はないかと思われますので、原案のとおり答申させていただいてもよろしいでしょうか。

(出席者一同了承)

○野村会長

ありがとうございます。それでは本案件について可決されました。その旨市長に答申いたします。それでは「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本的事項に関する答申案の審議を終了いたします。

それでは最後に、議題の「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。「第13期堺市廃棄物減量等推進審議会」の委員の任期は、令和7年9月30日をもって終了となります。10月1日からは第14期の委員として引き続きご就任いただく方もいらっしゃいますが、第13期の任期中、委員の皆様方には本市の廃棄物行政の推進に多大なるご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

本日ご審議いただきました「堺市一般廃棄物処理基本計画」は今後パブリックコメント等の手続きを経て、令和8年3月に改定を予定しております。また、一般廃棄物処理体制、処理能力の算定方法、地域との共生（環境学習設備の基本方針）をご審議いただきました「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」につきましても令和8年3月に策定予定でございます。それぞれの計画につきましては、改定・策定後に本市のホームページ上で公開いたしますので、ご覧いただけますと幸いです。

また第14期の委員として引き続きご就任いただく方には、事前説明の際に、第14期の第1回審議会を2026（R8）年1月～2月頃に開催し、2024（R6）年度実績として、「堺市一般廃棄物処理基本計画～2025（R7）年度進捗報告～」を行う予定である旨をお伝えしておりましたが、進捗報告の内容が、本日の「議題1」でお示した「一般廃棄物処理基本計画（2026～2035）（計画案）」の第2章「改定前計画（中間目標年度まで）の総括」と第3章「ごみ処理」と重複するため、審議会の開催は見送り、報告書等の資料をメール又は郵便にてお送りする対応とさせていただきます。

なお、第14期の第1回審議会につきましては、来年度の秋ごろの開催を検討しております。日程が近づきましたら改めてご案内申し上げます。

以上でございます。

○野村会長

はい、ありがとうございました。それでは本日の議題はこれで終了させていただきます。最後になりますけれども、私の方からも、審議会委員の皆様には次の10年を決める重要な

答申案について、ご審議いただきありがとうございました。特に専門部会の先生方、小島先生、清水先生、藤田先生、山本先生を中心にご検討いただきましたけれども、たくさんの時間を割いていただいて非常にいいものになったと思っております。また行政の堺市役所の皆様にもコラムなど色々なところに出てきた要望などを聞いていただいて、非常にいいものになったと思っております。この場を借りて私の方から、お礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

議事の進行を事務局の方にお返しします。

○司会

本日は野村会長をはじめ委員の皆様方にはお忙しいところご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

最後に環境局長の植松から、一言御礼申し上げます。

○環境局長

環境局長の植松でございます。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年10月25日に市長から諮問いたしました「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について及び「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本事項について、答申をおまとめいただき、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方には、約1年という限られた期間の中で審議会を3回、専門部会を4回、計7回にわたり精力的にご審議いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

本日、おまとめいただいた答申により「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定を進めてまいります。また「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」につきましても、答申を踏まえ策定を進めてまいります。今後、本市におきましては更なるごみの減量化・リサイクル及び循環型社会の形成を推進し、ウェルビーイングの実現を図るとともに、ごみ処理施設等の整備・更新を進め、将来にわたり安定した処理体制の確保に努めてまいります。

最後に、委員の皆様におかれましては今後とも本市行政に対し一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会

それでは、会議終了に当たり、傍聴者の方はご退席くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、「令和7年度第2回堺市廃棄物減量等推進審議会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会：午前11時12分